

○成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用のお手伝いをします○

任意後見契約をしたBさんの場合

今は自分のことはできているBさん。「認知症にはなりたくないけど、将来、どうなるかわからない。認知症になっても猿払村で暮らし続けたい。」と、将来に備えて司法書士と任意後見契約を結びました。Bさんは、「これで安心して暮らすことができる。認知症にならないようがんばらなくちゃ。」と話しています。

○市民後見人養成研修を受講された方の声をお届けします○

Cさんの声

高齢者の自立支援や地域包括ケアの重要性を学びたく受講しました。これから高齢者になっていく自分も含め、地域で支援しなければならない人のために、少しでも力になることができればと思います。そのため知識が必要なので常に学んでいきたいと思っています。

Dさんの声

我が家にも、周りにも高齢者が多く、他人に話せないことも私には相談してくれる人もいるので、その人たちのために少しでも役に立てたら良いなと思い受講しました。研修を受講して、これからは少しでも地域の人たちにアドバイスができると思います。

○猿払村成年後見支援センターを支えてくれる方々からのメッセージ○

佐藤みゆきさん（大学教授）

日本最北端の村、猿払村は、住民のみなさんの末永い安全・安心な暮らしをまもる「権利擁護のまち」でもあります。みなさんの支え合いを、これからも専門的立場から応援して参ります。

田村秀樹さん（弁護士）

みなさんは、住みなれた村で、自分の思いどおりに生活を続けたいと思いませんか？「成年後見制度」は、このようなみなさんの思いを支える大切な制度です。私たちも、みなさんの「思い」に寄り添います。

社会福祉法人猿払村社会福祉協議会

猿払村成年後見支援センター

（この事業は、猿払村からの委託により実施しています）

☎01635-2-3685

FAX 01635-2-2075

〒098-6234

宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地
猿払村保健福祉総合センター

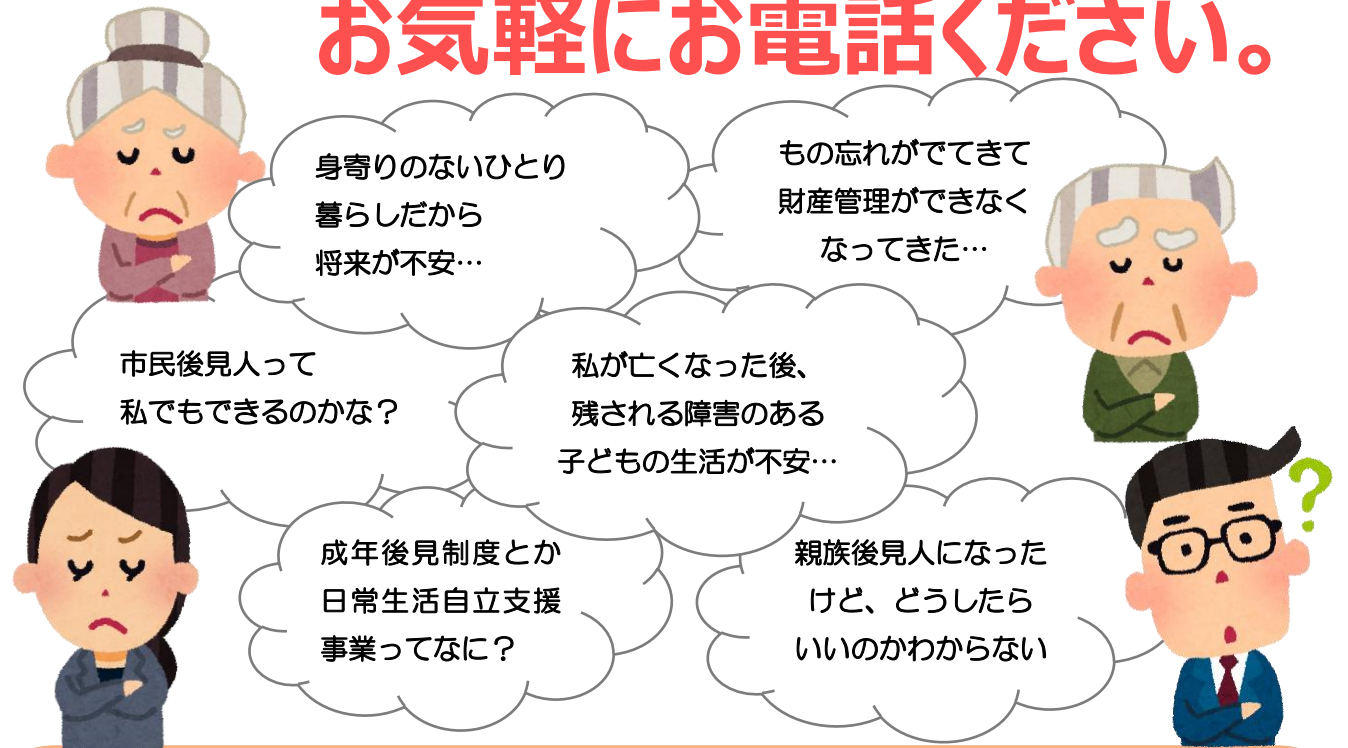
開設時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

土日、祝日及び年末年始（12月31日～1月5日）
はお休みとなります。

このようなときには、 お気軽にお電話ください。



猿払村

成年後見支援センター

☎01635-2-3685

○成年後見支援センターでは、成年後見制度などの利用のお手伝いをします○

法定後見申立てを考えているAさんの場合

金銭管理が難しくなってきたAさん。親戚はいますが遠くに住んでいるので社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用して暮らしています。しかし、物忘れが激しくなってきたので、その事業の契約も難しくなってきました。本人は「猿払村で暮らし続けたい。」という思いがあるので、金銭管理はもちろん、今後の介護サービスの利用契約のために法定後見の申立てをすることとしました。

成年後見制度や日常生活自立支援事業は、皆さん一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を行うものです！

任意後見制度とは？

法定後見制度が本人の判断能力が不十分になってから申し立てるのに対して、任意後見制度は、自分がまだ元気でしっかりした判断ができるうちに、自分の判断の能力が衰えてきた時に備えて、自分が選んだ人と何をしてもらいたいかを決めておくことができる制度です。

これは「転ばぬ先の杖」「備えあれば憂いなし」と言えます。

認知症はもはや他人事ではない病気です。認知症になり金銭管理ができなくなると、ご自身の財産をまもることが難しくなります。そんなとき、任意後見制度を利用していると慌てる必要がなく安心です。

①将来、何をしてもらいたいかを考えましょう

ご自身の判断能力が衰えたときに、どんなことを代わりにしてもらおうかを考えます。たとえば、将来は〇〇に入所したい、介護が必要ならば△△事業所をお願いしたい、通院は◇◇病院にしたいなどです。



②任意後見受任者を選びましょう

自分に代わってしてもらいたいことを誰にお願いするかを考えます。家族や親族、友人でも結構ですが、お互いに「誰とどんな契約をしたかを忘れないようにする」ことが重要です。弁護士や司法書士、行政書士などの専門家と契約するとその心配がありません。



③公正証書にて契約を結びましょう

自分に代わってしてもらいたいこと、誰を任意後見受任者にするかが決まれば、その内容を公正証書にします。猿払村に一番近い公証役場は名寄市になりますが、自力で行けない場合は出張してくれます（出張費はかかります）。



④判断能力が低下したら任意後見監督人の選任の申立てをしましょう

認知症になり判断能力が低下したら、裁判所に「任意後見監督人」の選任の申立てをします。申立ては本人、配偶者、四親等内の親族はもちろん公正証書で契約した任意後見受任者もできます。任意後見監督人が選任されると任意後見受任者は「任意後見人」となり、公正証書に基づいた支援をすることになります。任意後見監督人は任意後見人が適正に業務ができているかを監督します。

日常生活自立支援事業とは？

認知症高齢者や障がい者（知的・精神）などの判断能力が不十分であったり、「福祉サービスの利用の仕方がわからない」、「預貯金の出し入れなどに困っている」という人であっても住みなれた猿払村で安心して生活ができるよう社協がサポートします。

公共料金の支払いが
きちんとできている
か心配…

普段のお金の
管理が心配…

福祉サービスって、
どうやって申し込む
のかな？

通帳や印鑑、
どこに置いたかな…



⇒どんなサービスがあるの？

福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常のお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

⇒どんな人が利用できるの？

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、自分ひとりで判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方で、本事業の趣旨を理解の上、契約できる方が利用できます。

⇒利用するにはいくらかかるの？

福祉サービス利用援助や金銭管理サービスは
利用料1回（1時間程度）1,200円。
※生活保護世帯は無料

日常生活自立支援事業を利用している Eさんの声

『お金のこととか色々な手続きとか自分だけだとよくわからないし不安…。でも相談に乗ってくれる人がいるととても安心して生活ができます。』

社会福祉協議会がお手伝いします

まずは社協へご相談下さい。ご本人以外の方からの相談もお受けします。

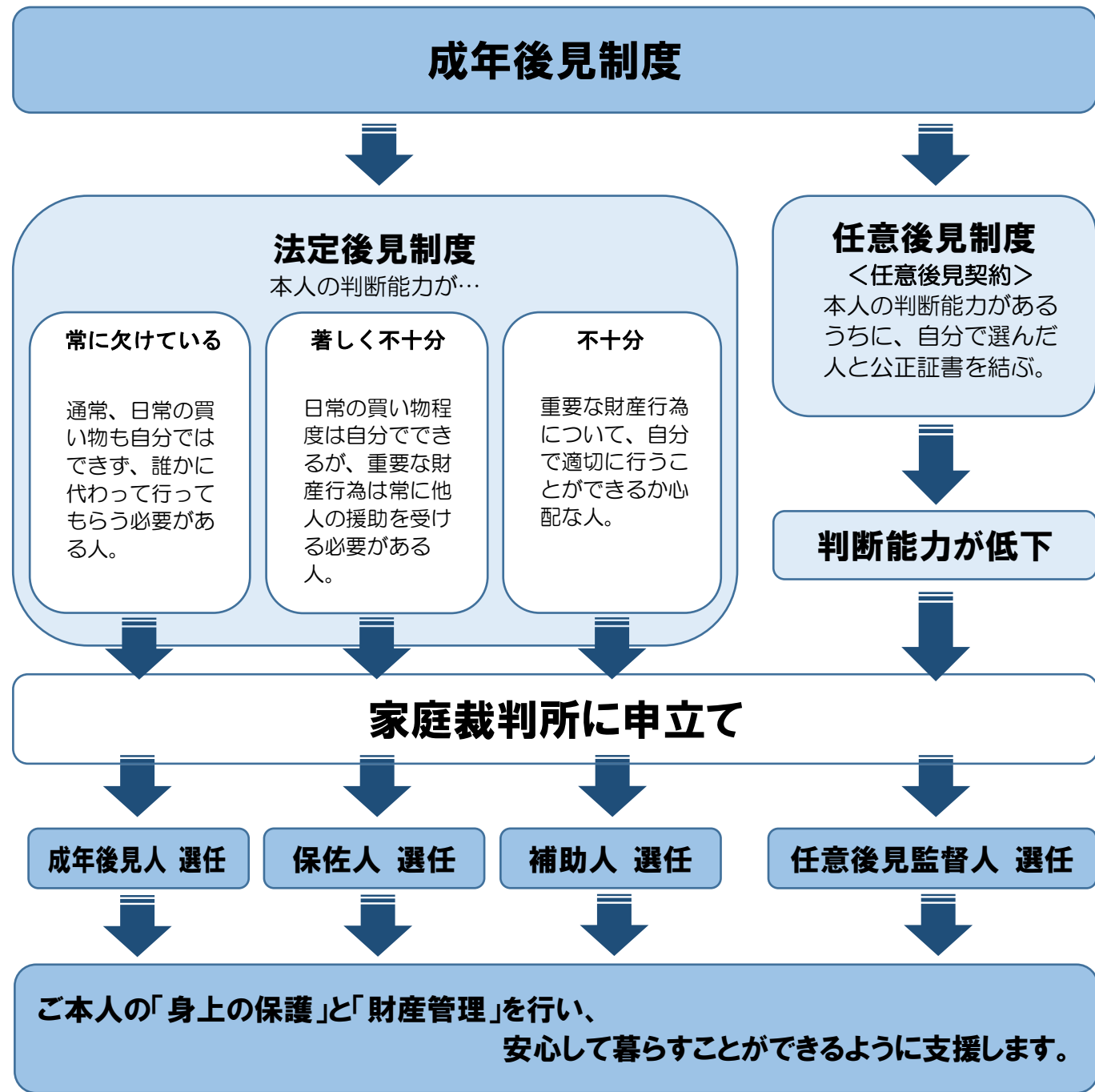
「専門員」が、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、利用者との意思疎通を図りながら支援します。契約後は、「生活支援員」が定期的に利用者のところにお伺いして、相談や要望に応じて、本人が自身で判断できるようなアドバイスや情報提供、金融機関での預貯金の出し入れや生活に必要な費用のお支払いを代行します。

※利用にあたっては、いくつかの条件があります。

Eさんの生活支援員をしているFさんの声
月1回Fさんの家に行き、世間話をしながら生活費の相談にのったり、郵便物の確認や銀行への代行支援をしています。これからもFさんが住み慣れた家で元気に暮らしていくためのお手伝いができればと思っています。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しくなった場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人（成年後見人等）を選ぶことにより、本人の権利を法律적으로守る制度です。福祉サービスの利用や入所・入院の契約といった「**身上の保護**」と、不動産や預貯金などの「**財産管理**」を代理で行ったり補助するものです。成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。



成年後見制度に関する相談は
猿払村地域包括支援センターでも受け付けています。

猿払村成年後見支援センターの しごと

●相談（無料、秘密厳守）

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。必要に応じてセンター職員が自宅に訪問しての相談対応も行います。成年後見制度の利用が適切なのか、その他の制度・サービスが適切なのかを一緒に考えていきます。必要に応じて関係機関と連携したり、ご紹介します。



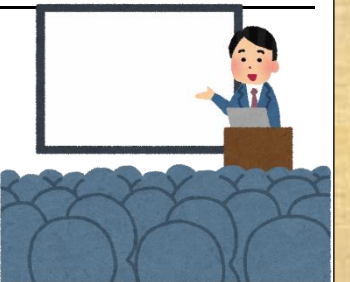
●申立等支援

成年後見制度を利用するには家庭裁判所に申立てをすることになりますが、ご本人やご家族、関係機関の皆さんが制度を利用できるように、申立てに関する助言を行ったり、書類の作成方法などの支援を行います。



●普及・啓発

地域・医療・介護・金融機関などの関係機関・団体の皆さんに「成年後見制度」の理解を深めるための学習会を開催します。「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を理解していただくためにさまざまな方法で広く周知していきます。



●市民後見人養成等

市民後見人養成研修を行います。「市民後見人」とは、判断能力が不十分でない方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活を支援していく親族、専門職以外の後見人のことです。養成した市民後見人をさまざまな形でフォローアップします。



ぜひ猿払村成年後見支援センターをご利用ください